

川南町空き住宅改修費等事業補助金交付要綱

令和2年4月16日告示第63号

(趣旨)

第1条 この告示は、川南町空き家バンク要綱（平成27年川南町告示第45号）に基づく川南町空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）への物件登録推進し、移住の促進及び定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き住宅の売買及び賃貸借に伴い要する改修、給排水設備工事及び家財道具の引っ越し（以下「改修等」という。）に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「空き住宅」とは、居住を目的とした建築物で空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等をいう。ただし、店舗や事務所等を併用する住宅については、居住の用に供する部分のみとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、外国人の場合にあつては、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有する者とする。

(1) 空き家バンクに登録している空き住宅の所有者又は事業完了後に空き家バンクに当該空き住宅を登録する空き住宅の所有者

(2) 空き家バンクを利用して、空き住宅の売買又は賃貸借の契約をし、事業完了後に当該物件に住所を有する者のうち、次の全ての要件を満たすもの

ア 売買や賃貸借をする者が所有者から見て2親等以内の親族でない者

イ 当制度を利用し、購入又は借りた空き住宅に2年以上居住しようとする者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象外とする。

(1) 空き家バンクを利用して、空き住宅の売買又は賃貸借契約を締結した日から2年以上経過している場合

(2) 町税の滞納その他町に対する債務（以下「町税等」という。）の不履行がある（同一世帯員を含む。）場合

(3) 補助金等の交付に関する規則（昭和50年川南町規則第12号）第4条の2の規

定に該当する者からの申請である場合

(4) その他町長が不相当であると認めた場合

(補助対象経費及び補助額)

第4条 補助の対象となる経費は、改修等に要する経費（消費税及び地方消費税等を含む。以下同じ。）で、当該経費が20万円以上の工事を対象とする。

2 前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象金額とする。

(1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費

(2) その他町長が補助対象として適当でないと認める経費

3 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。

4 前3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

5 この補助金は、同一の空き住宅の所有者に対して、1回に限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項に規定する空き住宅の改修等に対する補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、川南町空き住宅改修費等事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 誓約書（様式第2号）

(2) 同意書（様式第3号）

(3) 空き住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し

(4) 空き住宅改修費用の見積書の写し

(5) 空き住宅の位置図及び平面図（空き住宅改修予定箇所を明記したもの）

(6) 空き住宅改修等に着手する前の当該工事箇所の写真

(7) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、その結果を川南町空き住宅改修費等事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

(補助金の変更又は中止等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付の対象となる事業の内容を変更しよ

うとするとき、又は中止するときは、川南町空き住宅改修費等事業補助事業変更・中止承認申請書（様式第5号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合は、この申請書の提出を省略できる。

2 町長は、前項の変更・中止申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果について川南町空き住宅改修費等事業補助金変更等交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知する。

（実績報告書）

第8条 申請者は、当該改修を完了したときは、完了後1月以内又は年度末のいずれか早い日までに、川南町空き住宅改修費等事業補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 建築確認検査済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合に限る。）
- （2） 空き住宅改修費用の領収書の写し
- （3） 空き住宅改修工事完了後の当該工事箇所の写真
- （4） 補助事業物件への転入又は転居した記載のある住民票
- （5） その他町長が特に必要と認めるもの

（改修等完了の確認及び通知）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を決定し、川南町空き住宅改修費等事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知する。

（補助金の請求）

第10条 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求するときは、川南町空き住宅改修費等事業補助金請求書（様式第9号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助事業の対象となった空き住宅を、補助金の交付を受けた日から2年以内に譲渡し、交換し、又は貸付け（第3条第1項第2号に規定する者に限る。）したとき。
 - (4) 補助事業の対象となった空き住宅から、補助事業者及びその世帯員全員が、補助金の交付を受けた日から2年以内に転居したとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。
- (委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。